

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準」
(ザ・グランドホール、久留米座、Cボックス)

- 1 新型コロナウイルス感染防止のため、最大使用人数の目安を別途定める。
- 2 使用者が講じる新型コロナウイルス感染防止策は次の各号のとおりとする。

(1) マスクの着用

使用者は、使用者を含め、観客、スタッフ、催事に携わる事業者、出演者（舞台表現上困難な場合を除く）等の全ての関係者（以下「来場者等」という。）にマスクの着用を徹底させること。

また、持参していない者に対しては、使用者が準備し、配布又は販売すること。

(2) 来場者等の体調の把握、入場制限

使用者は、来場者等に、来場前の検温を要請するとともに、体調不良者については、使用者の責任において使用施設への入場、参加、出演を断ることを事前に周知すること。また、来場者等の使用施設への入場の際にも、体調を把握（検温、咳等の症状の有無等）し、適切な対応をとること。なお、入場や参加を制限した場合の払い戻し措置等についても規定しておくこと。

(3) 手指の消毒

使用者は、使用施設の入り口に手指消毒液を設置し、入退場時には来場者等に手指消毒を徹底すること。

(4) 「3密（密集、密接、密閉）」対策

入退場時、催事前後や休憩時間の待合所、トイレ等について、人と人との十分な間隔を確保する措置を講ずること。

催事前後や休憩時の待合所等での飲食については、人と人との距離の確保とマスクを外しての会話の抑制などの防止策を講ずること。

演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を概ね2m程度確保すること。その他、催事の内容に応じて3密（密集、密接、密閉）にならないように適切な対応をとること。

特に、催事の各時点及びスタッフ・出演者において講じる対策は次のとおりとする。

① 催事の各時点の対策

(催事前後・休憩時)

- ・余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとに時間差の入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置し、会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。
- ・入場時のチケットのもぎりを行う際は適宜手指消毒を行うこと。また、パンフレット等は手渡して配布をしないなど、人との接触を避けるための対策を講ずること。
- ・入・出待ち等は控えるよう呼びかけること。
- ・余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和や誘導員の配置に努めること。
- ・催事の前後及び休憩中にドアを開放するなど会場内の換気を行うこと。
- ・余裕を持った退場時間を設定し、必要に応じて誘導員を配置し、券種やゾーンごとに時間差で退場を行うなどの工夫を行うとともに、退場後に会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。

(催事中)

- ・大声での発声は控えるよう周知すること。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意を行い、従わない場合は退場を求める等の措置を検討すること。

② スタッフ・出演者の対策

- ・機材や備品、用具等のこまめな消毒を行うこと。特にマイクは使用ごとに、消毒又は交換に努めること。
- ・大声を発声する場合は、人との間隔を十分確保すること。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるとともに、楽屋や控室での3密（密集、密接、密閉）回避や不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うこと。
- ・出演者と観客が、催事前後や休憩時間等に接触しないよう措置を講じること。

(5) 物販・展示などの配慮

対面で販売を行う場合などは、必要に応じてアクリル板等で購買者との間を遮蔽するなどの飛沫感染防止策を講じること。物販、展示の際は、購買者等が密集しないように十分な間隔を確保すること。

(6) 来場者等に陽性患者が発生した場合

使用者は、来場者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合は、他の来場者等に注意喚起を行う方策を講じること。

(7) 事前の周知

使用者は来場者等に対して、これらの新型コロナウイルス感染防止策を講じることを周知すること。

(8) その他

この基準に定めるもののほか、国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策に関する方針や催物の開催制限等の方針、公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等、該当する業種別ガイドラインを遵守すること。

また、これらの新型コロナウイルス感染防止策基準、方針等において、新型コロナウイルスの感染状況に応じて改正された場合は、使用者の責任と負担において、改正後の内容を遵守すること。

(9) 誓約書の提出

使用者はこれらの新型コロナウイルス感染防止策基準を熟知し、「新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書」を市に提出すること。

附 則（令和2年6月12日2プ施運第38号）

- 1 本基準は、久留米シティプラザ条例第3条第1号から第3号に定める施設使用に適用する。
- 2 本基準は、令和2年6月15日以降の施設使用から適用する。
- 3 本基準は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和2年9月18日2プ施運第107号）

- 1 本基準は、令和2年9月19日から施行する。

附 則（令和4年12月23日4プ施運第3579号）

- 1 本基準は、令和4年12月28日から施行する。